⑷ Fulfillment term : From 1 April, 2024 through 31 March, 2025

⑸ Fulfillment place : as in the tender documentation

⑹ Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

１）not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

２）have Grade A, B, C or D on “offer of services” in Tokai-Hokuriku area in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2022／2023／2024.

３）not be under suspension of nomination by Director-General of Chubu Regional Development Bureau from TimeLimit for submission of certificate to Bid Opening.

４）not be the stated person under the commencement of reorganization proceedings or under the beginning of rehabilitation proceedings (except for the person who has the procedure of reapplication under the notification of the competing participation qualification).

５）not be the Building constructor that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned.

６）The person who obtained a bid manual from the person of ordering directly.

７）have proven to have actually fulfilled the service concerned or the service with performance similar to that of the service concerned.

８）for other qualifications other than the above, please refer to the tender documentation.

⑺ Time-limit for submission of certificate : 16 : 00 (JST) 31 January, 2024

⑻ Time-limit for tender : 16 : 00 (JST) 19 February, 2024

⑼ Contact point for the notice : TANAKA Eisaku, Contact Section, Accounting Division, Kisogawa Jyoryu river Office, Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land Infrastructure, Transport and Tourism, 5―1 Chusetsu-cho, Gifu-shi, Gifu-ken, 500―8801, Japan, TEL 058―251―1322 ex 224

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和５年12月18日

分任支出負担行為担当官　九州地方整備局
大隅河川国道事務所長　安藤　詳平

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　46

１　調達内容

⑴　品目分類番号　26

⑵　調達件名及び数量

Ｒ６大隅河川国道事務所庁舎外３箇所で使用する電気（電子調達システム対象案件）

①　大隅河川国道事務所庁舎
契約電力128kW
予定使用電力量426,300kWh

②　鹿屋出張所庁舎
契約電力19kW
予定使用電力量64,600kWh

③　郷之原トンネル
契約電力23kW
予定使用電力量78,100kWh

④　土石流監視施設
契約電力59kW
予定使用電力量157,600kWh

ただし、各月の契約電力は当該需要場所におけるその１月の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。

⑷　納入期間　令和６年４月１日から令和７年３月31日迄

⑸　納入場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　入札金額は、各者において設定する契約電力に対する単価（kW単価、同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価夏季料金とその他季料金等の設定がある場合は、それぞれの単価を記載すること。その他の割引料金等がある場合はその内訳を併せて記載すること。）及び蓄熱電力量に係る割引がある場合は割引単価（kWh単価）を入札書に記入すること。また、落札決定にあたっては、当事務所が提示する契約電力及び予定使用電力量の総価を比較対象とするので、単価と合わせて総価を入札書に記入すること。

なお、入札書に記載する金額の算定にあたっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

⑺　電子調達システム（ＧＥＰＳ）の利用　本調達案件は、競争参加資格確認申請書及びその添付書類（以下「申請書等」という。）の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願、紙契約方式承諾願を提出するものとする。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札までに令和04・05・06年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和５年３月31日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者（競争参加者の資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）であること。

⑷　競争参加資格確認申請書及びその添付書類（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

⑸　警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑹　事業協同組合として申請書を提出した場合、その構成員は、単体として申請書等を提出していないこと。

⑺　電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

⑻　入札説明書の交付を直接受けた者であること。

⑼　省CO_2化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

３　入札書の提出場所等

⑴　入札書及び申請書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒893―1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013番地１　国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所経理課　大越啓太郎　電話0994―65―2542　内線225

⑵　入札説明書の交付方法、交付期間

①　交付方法

電子調達システムにより交付する。（質問回答等を、電子調達システムの調達資料ダウンロード機能を用いて行うため、資料のダウンロードの際に「ダウンロードした案件について訂正・取消が行われた際に更新通知メールの配信を希望する」にチェックを入れること。）

ただし、やむを得ない事由により、電子調達システムにより入手が出来ない場合は、上記３⑴に問い合わせること。